



共有建造業務に係る事業金利の見直しについて

国内船の老朽化が急速に進んでいる一方、海上輸送の安全確保、輸送の効率化及び環境対策の観点から、その代替建造の促進を図ることが急務となっています。

このため、今般、当機構の船舶共有建造に関し、事業者ニーズによりの確に対応した金利体系とするため、共有建造業務に係る事業金利を大幅に見直すことといたしました。

機構といたしましては、今回の事業金利見直しを機に、国内の海運事業者の皆様が機構の共有建造制度をご活用いただき、代替建造を促進していかれますよう、今後とも一層の支援をしてまいりたいと存じます。

平成18年11月20日付けで別紙のとおり共有船舶使用料の金利を改定することになりましたのでお知らせいたします。

* 【問合せ先】 *
* 独立行政法人 *
* 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 *
* 海上交通支援部 *
* 生活輸送支援課(旅客船) 電話 045-222-9138 *
* 物流環境課(貨物船) 電話 045-222-9139 *
